

## 平成28年度 第3回開成町下水道運営審議会次第

日 時 平成29年 3月24日 (金)  
14時00分～  
場 所 議会全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 平成29年度下水道事業特別会計予算概要について

【資料1】

(2) 平成29年度主要事業について

【資料2～4】

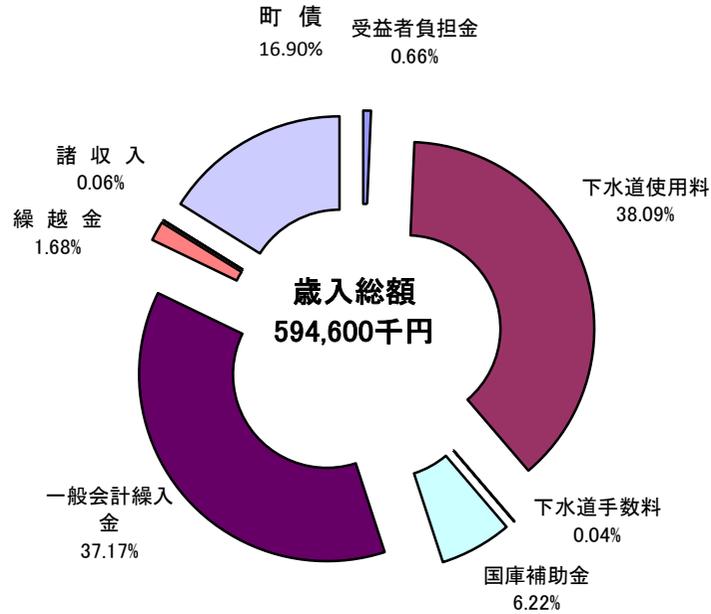
(3) その他

・社会資本総合整備計画の事後評価について【資料5】

・平成29年度審議会スケジュールについて

# 平成29年度下水道事業特別会計当初予算

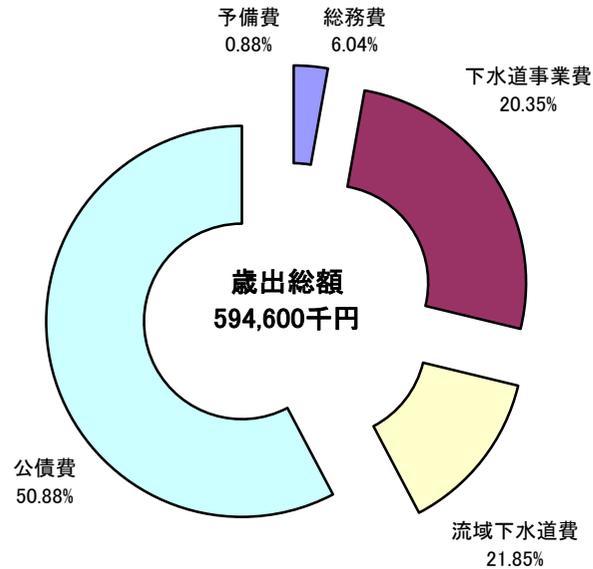
## 【 歳 入 】



費 目	金額(千円)	構成比	前年金額(千円)	増減	内 容
受益者負担金	3,950	0.66%	2,944	1,006	下水道が整備されることにより利益を受けるものに対して、事業費の一部を負担していただく制度です。平成29年度は平成27年度賦課分52千円、平成28年賦課分1,707千円、平成29年度賦課分1,991千円の合計を見込んでいます。 ※土地の面積㎡×260円が負担金になります。
下水道使用料	226,500	38.09%	205,500	21,000	一般家庭118,000千円、事業者分107,000千円の合計225,000千円を現年度分として計上しています。また、滞納繰越分については、収入見込みより1,500千円を計上しています。 ※事業系排水の増加を見込みました。
下水道手数料	219	0.04%	231	△ 12	宅地内排水設備工事指定工事店・責任技術者の更新(期間5年)及び新規登録に係る手数料。工事店更新5千円/件で15件、責任技術者更新2千円/件で25件と責任技術者新規登録3千円/件で4件を見込んでいます。また、各種証明手数料は300円/件で240件を見込んでいます。
国庫補助金	37,000	6.22%	39,500	△ 2,500	社会資本整備総合交付金対象事業費74,000千円に対し、1/2補助を見込み37,000千円を計上しています。 ※補助対象事業の減額
一般会計繰入金	221,000	37.17%	235,000	△ 14,000	一般会計から繰り入れる資金です。公費で賄うべき経費に対し、支出する繰入金と私費(使用料)で賄う経費に対し財源不足を補填するものになります。
繰越金	10,000	1.68%	10,000	0	前年度の収支残額を繰り越したものになります。
諸収入	231	0.04%	377	△ 146	その他の収入です。神奈川県内広域水道企業団からの分担金や下水道協力金の収入になります。
町債	95,700	16.09%	122,100	△ 26,400	公共下水道事業債43,400千円、流域下水道事業債6,600千円、特別措置分40,000千円、公営企業会計適用債5,700千円の借入れを予定しています。
歳入合計	594,600	100.00%	615,652	△ 21,052	

# 平成29年度下水道事業特別会計当初予算

## 【 歳 出 】

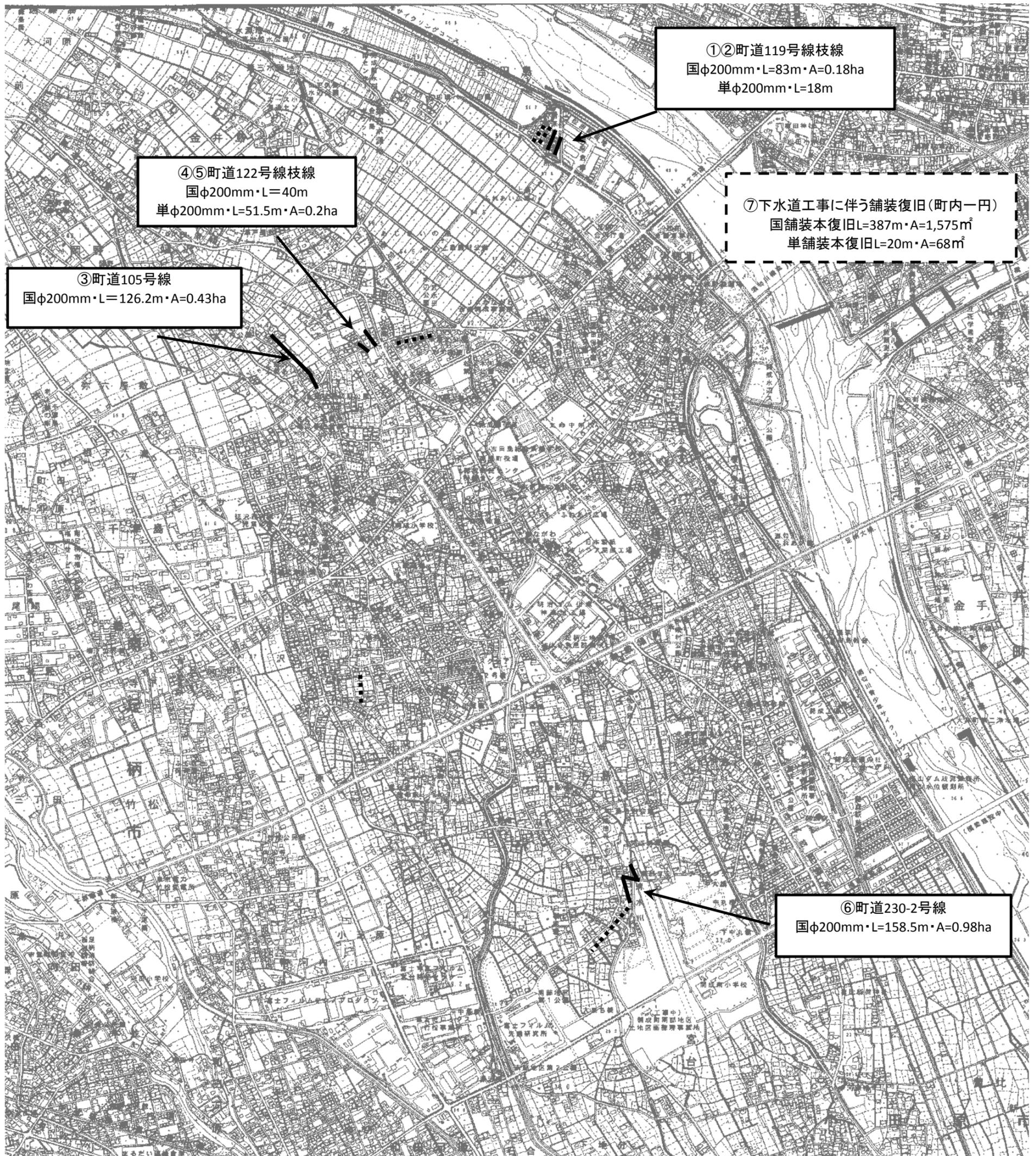


費 目	金額(千円)	構成比	前年金額 (千円)	増減	内 容
総 務 費	35,887	6.04%	29,241	6,646	下水道事業における維持管理的な経費の総称になります。
一般管理費	28,602	4.81%	21,226	7,376	管理・排水設備に関わる人件費・事務費、水洗化普及促進のための経費(水洗便所に改造するための融資あっ旋等)、公営企業会計移行業務委託、使用料徴収委託、審議会、受益者負担金に係る経費等になります。 ※消費税及び地方消費税の増額、公営企業会計移行業務委託費の増額
施設管理費	7,285	1.23%	8,015	△ 730	汚水管渠及びマンホール形式ポンプ場の維持管理に係る経費になります。 ※工事請負費の減額
下 水 道 事 業 費	121,013	20.35%	138,819	△ 17,806	下水道施設の設置・改築に係る経費、公共下水道に関わる人件費・事務費等になります。 ※工事請負費の減額、委託料の増額
流 域 下 水 道 費	129,936	21.85%	125,801	4,135	県が事業主体で実施している酒匂川流域下水道事業に係る開成町の負担金の総称。(国・県・流域3市6町が負担しあう)流域下水道施設の設置・改築に係る経費、流域下水道の維持管理に係る経費になります。 ※建設費負担金6,754千円、維持管理負担金123,182千円
公 債 費	302,534	50.88%	316,537	△ 14,003	過去に下水道施設の建設財源として発行した町債の元利償還金になります。
元 金	246,249	37.85%	251,611	△ 5,362	元金償還金 122件分
利 子	56,285	9.47%	64,926	△ 8,641	長期借入金利子 133件分
予 備 費	5,230	0.88%	5,254	△ 24	予想外の緊急を要する経費等に充てるため、用途を特定しない予算。補正予算の財源になります。
合 計	594,600	100.00%	615,652	△ 21,052	

平成29年度下水道工事箇所図(上下水道課)

下水道事業特別会計

- ・整備延長L=477.2m
- ・整備面積A=1.79ha
- ・舗装面積A=1,643m<sup>2</sup>



開成町  
アクションプラン  
策定業務



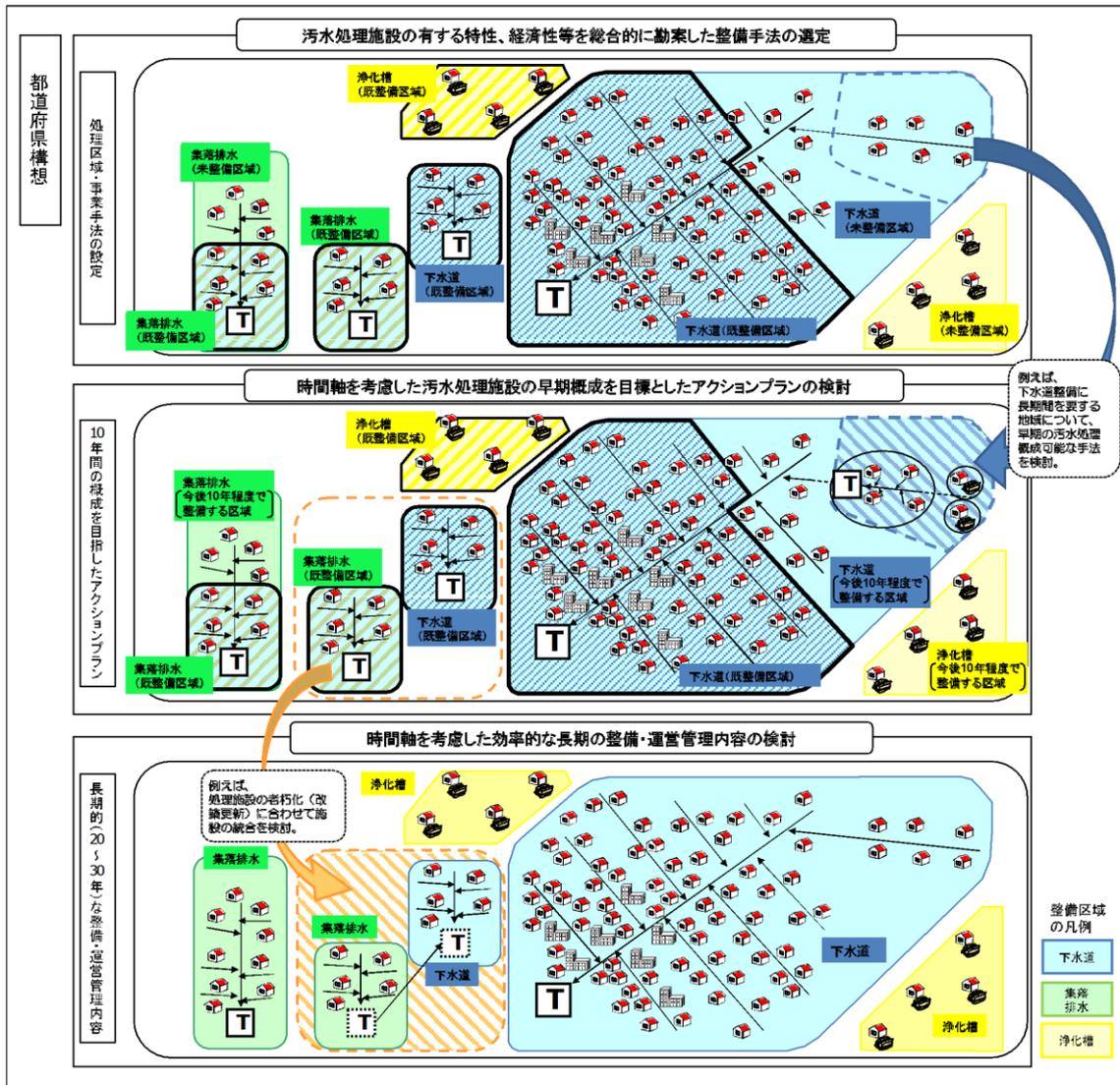
## 1.都道府県構想の策定（アクションプラン）

平成 26 年 1 月「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」がとりまとめられました。

本マニュアルにおける主なポイントは、下記のとおりです。

- ① 時間軸の観点を盛り込み、中期（10 年程度）での早期整備と共に、長期（20～30 年）での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ② 中期的なスパンとしては、汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、10 年程度を目途に汚水処理の「概成」（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③ 長期的なスパン（20～30 年程度）では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④ 整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

時間軸を考慮した汚水処理施設整備・運営管理手法の概念（例）を図-5 に示します。



(「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」より)  
 図-5 時間軸を考慮した污水处理施設整備・運営管理手法の概念(例)

なお、市町村が策定するアクションプランのアウトプットイメージは、図-5に示すような手法毎の污水处理整備区域図と表-9に示す整備計画となります。

表-9 アクションプランの整備計画イメージ（例）

① 整備スケジュール(例)

計画区分	事業	事業内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			平成○									
施設整備	下水道 農集排 浄化槽	未整備地域の整備										
		〇〇農業集落排水処理施設の整備										
		浄化槽市町村整備推進事業										
		浄化槽設置整備事業										
実行メニュー (早期概成)	共通	期間短縮手法による整備の実施										
		フレックスプランの導入(○△地区)										
		.....										

② 目標値及び概算事業費等(例)

		全体	公共下水道	集落排水 施設	浄化槽		その他	早期概成手法	備考 (早期概成手法の内容)
					個人 設置型	市町村 設置型			
整備手法	整備人口(人)								
	整備面積(集合処理分)(ha)								
目標値	汚水処理人口普及率(%)								
	.....								
計画水量(m3/日)									
計画汚泥量(t/日)									
概算 事業費	総建設事業費(百万円)	・設定した整備スケジュールに従い、目標年次並びに中間年次における 各指標の数値を記載。							
	年間維持管理費(百万円/年)								
	計								
整備人口1人当たりの建設費用(千円/人)									
実行メニュー	期間短縮手法による整備の実施								
	フレックスプランの導入(○△地区)								
	.....								

(「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」より)

※1 長期的(20~30年)な整備・運営管理内容の目標値、ベンチマーク(指標)についても、必要に応じて併記します。

※2 ベンチマーク(指標)については、市町村ごとに設定可能です。

※3 実行メニューについては、市町村の実情に応じて記載します。

2.アクションプランの業務内容

アクションプランは、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき策定します。

主な作業内容は、以下のとおりです。

(1) 基本作業の確認

- ・基本事項及び要望事項、策定方針の確認

(2) 基礎調査

(3) 検討単位区域の設定

- ・既整備区域等の把握・設定
- ・既整備区域等以外の検討単位区域の設定

- (4) 処理区域の設定
  - ・ 集合処理・個別処理の判定
  - ・ 集合処理区域の設定
- (5) 整備・運営管理手法の選定
  - ・ 事業手法の選定
  - ・ 事業間連携の検討
- (6) 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定
  - ・ 市町村の効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定
    - 中期（10 年程度）で汚水処理施設を概成するための整備内容等を明らかにします。
    - 将来フレーム想定年次（20～30 年後）に至るまでの長期的な整備・運営管理内容等について明らかにします。
  - 併せて、中長期における既存施設の改築・更新に係る管理の方針及び予防保全対象施設の健全性確保のための計画並びに必要な事業執行上の組織、執行体制についても検討を行います。
- (7) 汚泥処理の基本方針・計画
  - ・ 市町村における基礎調査と検討
- (8) 住民関与と進捗状況等の見える化
  - ・ 住民の意向の把握
  - ・ 進捗状況等の見える化
- (9) 図書作成及び報告書作成
  - ・ アクションプランについての計画概要の取りまとめ
  - ・ 行政区域全体における各種整備手法の位置図等の作成
  - ・ 関係機関との打合せ議事録
- (10) 計画協議
  - ・ 開成町様との計画協議

以上

# 公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

## 公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業  
工業用水道事業  
軌道事業  
自動車運送事業  
鉄道事業  
電気事業  
ガス事業

病院事業

簡易水道事業  
下水道事業  
船舶事業  
港湾整備事業  
市場事業  
と畜場事業  
観光事業  
宅地造成事業 等

### ① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

### ② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

### ③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

## 公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

### 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

### 弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

# 公営企業会計の適用の推進について(要請)

## 適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等

○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」

○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年8月 「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」の発出

○公営企業適用促進のスケジュール(平成27年1月頃に正式な要請を行う等)、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年1月 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

## 公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※ 併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財政局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

- ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
- ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

- 公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。
- ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

# 公営企業会計の適用推進に係る支援措置

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

## 1. マニュアルの策定

- ・公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を策定・公表。
- ・併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を策定・公表。

## 2. 地方財政措置

- ・公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債を措置
  - ・当該公営企業債の元利償還金に対する普通交付税措置を講じる(下水道事業、簡易水道事業)
- 平成27～31年度

## 3. 先行事例の紹介等

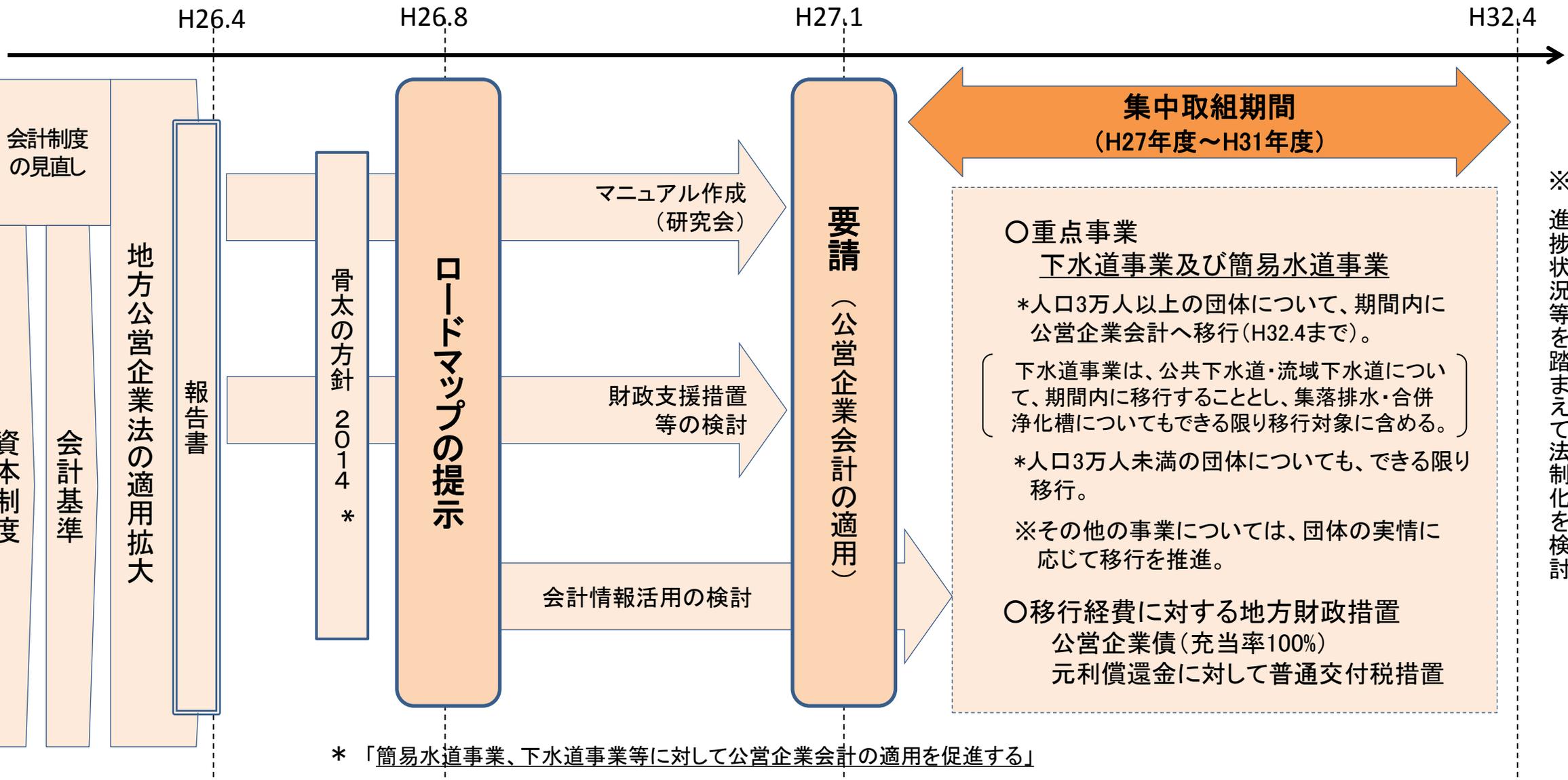
- ・各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめ、公表。
- ・要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について、質疑応答集を取りまとめ、公表。

## 4. アドバイザー派遣、研修の実施

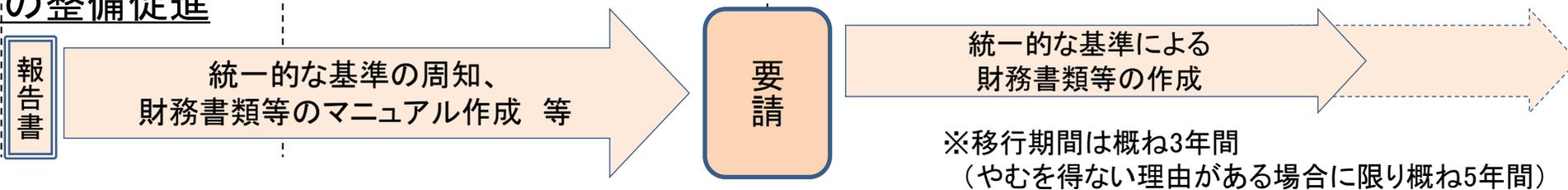
- ・経営アドバイザー派遣事業について、公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に拡充し、直接支援。
- ・市町村アカデミー(JAMP)、全国市町村国際文化研修所(JIAM)等において、公営企業会計の適用に関する自治体職員向けの研修を実施。

# 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ（平成26年8月発出）

## ○公営企業会計の適用拡大



## ○地方公会計の整備促進



# 開成町下水道事業公営企業会計移行業務

(平成 28 年度 業務報告)

## 1. 業務目的

本業務は、開成町下水道事業の地方公営企業法適用（以下、「法適用」という。）に向けて、公営企業会計方式への移行に必要な基礎的な調査や基本検討、下水道施設等固定資産の把握及び法適用前に必要な事務手続きの支援を行い、法適用後における下水道経営健全化に資することを目的とする。

## 2. 基本事項

- ①対象事業 公共下水道事業（流域関連公共）
- ②業務実施期間 3ヶ年（H28～H30）として、平成 28 年度は初年度の作業を実施。

## 3. 作業内容

### (1) 基礎調査

#### ①業務方針の確認

本業務の作業方法、業務方針及び業務工程等について業務計画を作成。

#### ②資料収集

業務に必要な資料を自治体から借用することにより収集。

#### ③自治体下水道事業の把握

下水道計画や整備状況・財務状況を整理し、町下水道事業の状況を把握。

### (2) 法適用基本計画策定

#### ①基本方針の検討

##### 1) 基本事項の整理

本町の状況を踏まえ、法適用の目的や背景を整理するとともに、法適用対象事業や法適用範囲、適用開始時期等について整理。

##### 2) 移行スケジュールの策定

法適用時に必要な事務手続きや作業・調整等の内容を整理し、法適用開始までの移行準備スケジュール案を作成。

#### ②固定資産調査・評価手法の検討

##### 1) 資料実態調査

法適用する際に必要な情報の種類や管理・保存状況について、担当部局にヒアリング等を実施することにより把握。

##### 2) 調査・評価手法の検討

資料実態調査等の結果を受け、下水道事業においてこれまで取得した下水道施設や土地、備品等固定資産の調査・評価手法を検討。

### (3) 固定資産調査

#### ①決算書の整理

年次別の決算書及び付属資料をもとに、節別の決算額を整理し、平成元年度以降については税抜き処理・財源圧縮処理を行う。また、固定資産の対象となる建設支出及び対象財源を年次別に整理。

開成町下水道事業公営企業会計移行業務(平成29～30年度スケジュール案)

年 月	作業内容	平成29年度												平成30年度												平成31年度	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
<b>1. 基礎調査</b>																											
(1)	業務方針の確認																										
(2)	資料収集																										
(3)	町下水道事業の把握																										
<b>2. 法適用基本計画策定</b>																											
(1)	法適用基本方針の検討																										
(2)	固定資産調査、評価手法の検討																										
(3)	法適用基本計画書の作成																										
<b>3. 固定資産調査</b>																											
(1)	決算書の整理																										
(2)	固定資産対象リストの作成																										
(3)	管渠工事位置の確認																										
(4)	間接費の配賦・財源配分																										
(5)	取得価額の算定																										
(6)	帳簿価額の算定																										
(7)	固定資産調査結果のまとめ																										
<b>4. 移行事務手続き支援</b>																											
(1)	会計科目の設定																										
(2)	条例・規則改正等の素案作成																										
(3)	開始貸借対照表作成支援																										
(4)	予算編成支援																										
(5)	職員研修の実施																										
(6)	その他事務手続きの支援																										
(7)	検討結果のまとめ																										

企  
業  
会  
計  
運  
用  
開  
始

## 1. 下水道接続率向上への取組みについて

## ◎今年度取組み

平成27年度までは、下水道未接続世帯に対し接続依頼通知の送付により接続を促していましたが、本年度より新たな取組みとして、戸別訪問を行い未接続の理由と接続時期などを聴取しています。未接続の理由としては、「高齢者世帯・低所得である」のほか、「接続工事費が高い」が上位に位置していることから、下水道接続工事費の資金計画を立てていただくと共に指定工事店から見積りを取り接続費用の把握を依頼しているところになります。また、未接続事業所への接続依頼についても継続して実施しています。

## ◎平成29年度取組み

- ・ 訪問聴取したデータの検証に基づく、接続率向上施策の検討
  - ※融資あっせん制度の見直し等
- ・ 未接続事業所の接続促進
  - ※定期的に訪問し、接続計画等を聴取する。

## ◎未接続件数

平成27年度末                    210件  
 平成29年2月1日現在        195件

## 2. 下水道整備状況

年度	整備計画面積	整備面積	整備率	行政区域内人口	処理区域内人口	普及率
平成27年度	381ha	244.7ha	64.2%	17,053人	12,834人	75.3%
平成28年度	381ha	246.6ha	64.7%	17,266人	12,924人	74.8%
平成29年度	381ha	248.3ha	65.1%	17,479人	13,008人	74.4%

※平成28・29年度の行政区域人口、処理区域内人口及び普及率は想定数値になります。

## 3. 当初予算における下水道使用料金、受益者負担金の徴収率

## ◎下水道使用料

平成27年度実績 99.6%    平成29年度見込み 99.0%

## ◎受益者負担金

平成27年度実績 100.0%    平成29年度見込み 100.0%